

筑西広域市町村圏事務組合消防の警防に関する規程

平成 11 年 4 月 1 日
消本訓令第 10 号

改正 平成16年 3 月 1 日消本訓令第 2 号 平成20年 3 月14日消本訓令第 7 号
平成23年 9 月15日消本訓令第 3 号 平成29年 3 月17日消本訓令第 4 号
平成29年12月 1 日消本訓令第15号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づき、常時における火災、救助その他の災害（以下「災害等」という。）の警戒並びに鎮圧について必要な事項及び筑西広域市町村圏事務組合消防本部の管轄区域内における地震、局所災害による被害を軽減するため震災消防活動及び災害警戒の実施に関し必要な事項を定め、もって地域住民の生命、身体及び財産を災害等から守ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 火災 人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。
- (2) 救助 災害等の事故により生命、身体の危険が切迫し自力で脱出又は避難することが困難な者を安全な場所に救出することをいう。
- (3) その他の災害 火災及び救助以外の災害で、その災害による危害を排除するため、消防隊の活動を必要とする事象をいう。
- (4) 消防活動 災害等の警戒、排除、鎮圧及び人命救助のために行う消防機関の行動の一切をいう。
- (5) 消防隊 消防機械器具を装備した消防吏員によって編成された一隊をいう。
- (6) 救助隊 人命の救助を行うために必要な特別な救助器具を装備した消防隊をいう。
- (7) 署所 消防署、分署及び出張所をいう。
- (8) 鎮圧 火勢が消防隊の制御下に入り、拡大の危険がなくなると現場の指揮本部長が認定した状態をいう。
- (9) 残火処理 有炎現象が終息した以降において、残り火を点検し、処理することをいう。
- (10) 鎮火 指揮本部長が再燃の恐れがないと認定した状態をいう。
- (11) 警防計画 災害等の被害を最小限度に止めるに必要な事前の計画をいう。
- (12) 指揮本部 消防活動全般を総括する指揮拠点をいう。
- (13) いばらき消防指令センター 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会事務組織規程（平成 27 年協議会規程第 1 号）に規定するいばらき消防指令センターをいう。
- (14) 震災 地震により発生する火災又は救急、救助等の事象で消防活動が常時の警防体制では対処できない災害をいう。
- (15) 震災消防活動 地震により発生する火災又は救急、救助等の事象で消防活動が常時の警防体制では対処できない災害による被害を軽減するために行う消防機関の活動をいう。

(消防活動の基本)

第3条 消防活動は人命救助を最優先とし、火災の防御は、被害の軽減を図るため延焼拡大の防止に主力を置くものとする。

(消防の責任)

第4条 消防長は、この規程の定めるところにより、消防署長を指揮監督し、管内の消防事情の実態を把握し、これに対応する警防体制の確立を図るとともに、構成市の防災関係機関と平素から密接に連絡協調して、震災消防活動対策の万全を期すものとする。

2 消防署長は、この規程の定めるところにより、所属職員を指揮監督し、管轄区域の警防対策及び消防隊の有効な運用に万全を期すものとする。

3 各級指揮者は、平素から担当する任務に応じて警防事象の把握、消防活動に関する知識、技能の向上、体力の錬成に努めるとともに、消防隊員を指揮し、有効な消防活動に当たるものとする。

4 消防隊員は、平素から担当する任務に応じて管轄区域の地理水利、建物等（以下「地理水利等」という。）に精通し消防活動に関する知識、技能の向上及び気力、体力の錬成に努めるとともに、地震に関する知識を高め震災事象及び計画を熟知し、震災消防活動の万全を期すものとする。

5 管理統制課長は、災害の状況に応じて消防活動に必要な情報を指揮本部長に送信して消防活動を支援しなければならない。

(安全管理の責任)

第5条 安全管理の責任については、筑西広域市町村圏事務組合消防本部安全衛生管理規程（平成11年訓令第3号）及び筑西広域市町村圏事務組合消防本部訓練時安全管理要綱（平成11年訓令第4号）による。

第2章 部隊の編成

(消防本部)

第6条 消防本部は、消防長以下各課職員をもって災害対策本部を組織するものとする。

2 災害対策本部に本部長、副本部長、総務班、予防班、警防班、管理統制班を置く。

3 災害対策本部の設置基準及び震災時の態勢は、筑西広域市町村圏事務組合消防の警防に関する要綱（平成29年消防本部訓令第16号。以下「警防に関する要綱」という。）に定める。

4 災害対策本部の編成及び各班の任務については、警防に関する要綱別表第2に定める。

5 災害対策本部が設置された場合、車両等運用は本部長が決定する。

(署所)

第7条 消防署にあつては中隊編成とし、分署及び出張所にあつては小隊編成とする。災害等の出場隊は、筑西広域市町村圏事務組合消防車両等運用規程（平成29年訓令第9号。以下「車両等運用規程」という。）に定める各隊が出場する。

(災害対策本部の出場)

第8条 災害対策本部の災害現場への出場は、車両等運用規程に定める特命出場の火災又は消防長が必要と認める救急・救助及びその他の災害とする。この場合は第10条に規定する指揮本部を兼ねることができる。

(指揮本部長)

第9条 災害等の現場における消防隊の指揮系統の徹底を図るため、筑西広域市町村圏事務組合消防本部現場指揮要綱（平成23年消防本部訓令第6号。以下「現場指揮要綱」という。）により指揮本部長を置く。

2 指揮本部長は、現場指揮要綱に基づき現場指揮活動を行う。

(指揮本部の設置)

第10条 指揮本部長は、指揮統制の徹底を図るため災害等の現場に指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部の組織は、現場指揮要綱のとおりとし、その要務は、次に掲げるとおりとす

る。

- (1) 災害等の状況把握
- (2) 防御方策の決定
- (3) 消防隊の総合指揮
- (4) 必要資器材の確保
- (5) 現場広報の実施
- (6) その他必要な事項

3 指揮本部を設置した時は、指揮本部である旨の標示をするものとする。

第3章 警防計画

(警防計画の区分)

第11条 警防計画は、本部警防計画及び署警防計画とする。

2 警防計画の作成は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部警防計画作成要綱（平成11年訓令第21号）に基づき行うものとする。

(本部警防計画)

第12条 消防長は、警防力の整備、消防部隊の活動及び運用上必要な事項について計画を作成するものとする。

(署警防計画)

第13条 消防署長は、次の計画を別に定めるところにより作成するものとする。

- (1) 警防計画
 - (2) 水利統制計画
- (消防長の指示する計画)

第14条 消防長は、消防活動上必要があると認める場合は消防署長に警防計画を作成させるものとする。

2 消防長は、震災消防計画を警防に関する要綱に基づき作成するものとする。

(消防資料の整備)

第15条 関係法令に基づく許可、確認、届出等の事務処理に関しては消防活動上必要な資料を入手若しくは整備に努めるとともに課、係等の密接な連絡をとり関連する事項を検討して警防業務の万全を図るものとする。

(計画等の周知)

第16条 消防長及び消防署長は警防計画に関する資料を整備し、その内容を所属職員に周知させなければならない。

(警防計画の管理)

第17条 管理統制課長は、第12条に規定する警防計画が効率的に運用できるよう研究し、有事に即応できるようにしておかなければならない。

2 消防署長は、第13条に規定する警防計画が効率的に運用できるよう研究し、有事に即応できるようにしておかなければならない。

(警防調査)

第18条 消防署長は、必要に応じ警防計画を作成した地域、施設、建築物等の現況等について所属職員に調査させるものとする。

2 前項の規定する調査（以下「警防調査」という。）は、次の事項を主眼として行うものとする。

- (1) 構造、建築物施設等の現況
- (2) 消防用施設等の現況
- (3) 火災防御活動時の留意事項
- (4) その他必要事項

3 職員は、警防調査で特異事項を発見したときは、速やかに消防署長に報告しなければならない。

4 消防署長は、前項の報告を受けた時は速やかに管理統制課長に報告しなければならない。

い。

(地理水利等調査)

第 19 条 地理水利等の調査を含む警防調査は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部水利要綱（平成 11 年訓令第 22 号）によるものとする。

第 4 章 訓練及び演習

(訓練の実施)

第 20 条 消防署長は、職員の士気の高揚並びに消防活動に係わる技術の習得及び向上を図り防御を効果的に行うため適時訓練を行うものとする。

(訓練種別)

第 21 条 訓練は次の 10 種とし、その内容は当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 機械器具取扱訓練
機械器具の操作取扱いの習熟向上を図るため行うもの
- (2) 出場訓練
定時及び不時出場訓練に区分し、出場準備の迅速確実を期するとともに機器の調整並びに器具及び着装の点検と出場経路、対象物等把握を図るため毎日行うもの
- (3) 操縦訓練
地理水利等の把握徹底及び消防自動車等の操縦技術の向上を図るため行うもの
- (4) 放水訓練
水利部署、吸水処置及び送水技術の向上を図るため行うもの
- (5) 通信訓練
有線、無線通信の用語及び通信機器取扱いの習熟を図るため行うもの
- (6) 救助訓練
人命救助に必要な各種資器材の活用要領と操作の習熟を図るため行うもの
- (7) 救急救命訓練
救命に必要な各種資器材の活用要領と操作の習熟及び救急隊のチームワークの向上を図るため行うもの
- (8) 火災防御訓練
人命の救助、延焼防止等実践的火災防御技術の向上を図るため行うもの
- (9) 総合訓練
各種訓練により習熟した技術を総合的に実施し、警防技術の向上を図るため行うもの
- (10) その他の訓練
前各号に掲げる訓練以外の訓練で警防技術の向上を図るため行うもの

2 消防署長は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部警防訓練技能管理基準により、職員全員の活動能力を把握しなければならない。

(演習の実施)

第 22 条 警防課長、管理統制課長及び消防署長は、訓練の成果を確認し、技術の向上を図るため、災害想定を設定し、総合的な消防演習を計画的に実施するものとする。

2 消防長は、警防上必要があると認める場合は、特定の署所を指定して演習を行わせるものとする。

(演習種別)

第 23 条 消防演習は次の 3 種とし、その内容は当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 警防演習
各種訓練により習熟した技術を効果的に発揮し、総合的な警防技術及び部隊運用技術の向上を図るため行うもの
- (2) 救急救助演習
人命救助の迅速確実を期するため資器材を効果的に活用し、総合的な救急救助技術の向上を図るため行うもの

(3) 総合防災演習

広域圏内の市町村、地域を指定し関係機関及び住民の参加協力を得て総合的な防災技術の向上を図るため行うもの

第5章 特別警戒

(特別警戒)

第24条 特別警戒は、災害等の発生のおそれのある場合又は災害等が発生し消防活動が困難な条件下におかれると認める場合に実施するものとし、その種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 非常時特別警戒
- (2) 火災期特別警戒
- (3) 特命特別警戒

(非常時特別警戒)

第25条 非常時特別警戒は、次の各号に区分し、消防署長の命により実施するものとする。

- (1) 火災警報発令時特別警戒 火災警報発令時において火災予防の広報及び筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和48年条例第7号）第29条各号に定める制限事項の監視等を行う。
- (2) 異常気象時等特別警戒 大雨洪水警報時等の発令時又は大規模な災害の発生時において相当な被害が予想される区域等を巡回する。

(火災期特別警戒)

第26条 火災期特別警戒は、11月1日から翌年3月31日までの期間で、乾燥期及び強風時等において消防署長の命により行うものとする。

2 消防署長は、前項の警戒を行うときは、次に掲げる事項に留意し、計画的に実施するものとする。

- (1) 地理水利等調査の徹底及び水利の確保
- (2) 広報活動等による火災予防の徹底
- (3) その他警防上必要な事項

(特命特別警戒)

第27条 特命特別警戒は、消防長が特に警戒の必要があると認める場合に行うものとし、その実施要領については、消防長がその都度定めて消防署長に指示するものとする。

2 圏域内に大規模な災害の発生が予想されるとき又は、大規模な災害が発生した場合には、警防に関する要綱及び筑西広域市町村圏事務組合消防本部職員招集規程（平成29年訓令第13号。以下「職員招集規程」という。）別表による。

第6章 消防活動

(火災出場)

第28条 消防隊の出場は、次の各号に掲げる要素によりこれらに必要な消防力を予測した車両運用規程に基づく事前計画による。

- (1) 災害通報状況
- (2) 建物構成状況
- (3) 消防部隊の状況
- (4) 地理水利等の状況
- (5) 気象状況

2 消防隊等に対する指令管制は、筑西広域市町村圏事務組合消防通信管理規程（平成29年訓令第8号。以下「通信管理規程」という。）に基づき、管理統制課長がこれを行う。ただし、署所において災害等を覚知したときは、消防署長の命令により出場することができるが、いばらき消防指令センターに出場指令の依頼をするとともに管理統制課長に出場の経緯を速やかに報告するものとする。

3 震災に伴う火災、救急及び救助現場要務は、警防に関する要綱に定める。

(出場種別及び基準)

第 29 条 消防隊の出場種別及び基準は、車両等運用規程によるものとする。

(管轄地域及び出場区域)

第 30 条 署の管轄地域は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置に関する条例(昭和 48 年条例第 4 号)による。また、出場区域は、車両等運用規程による。

2 前項の規定にかかわらず圏域内の災害等で、出場後災害等の発生場所が明らかに出場担当区域外であることが判明した場合においても、特別な事情がない限り防衛活動に従事しなければならない。

(特命出場)

第 31 条 特命出場は、消防長が事前計画に係わらず指揮本部長の要請又は必要と認めるときに部隊を指定して出場を命令するほか、車両等運用規程による。

(相互応援協定等)

第 32 条 消防相互応援出場は次の 5 種とし、その内容は当該各号による。

- (1) 消防組織法第 39 条に基づく、隣接市町村消防相互応援協定による出場
- (2) 消防組織法第 39 条に基づく、茨城県広域消防相互応援協定による出場
- (3) 消防組織法第 39 条に基づく、全国消防長会・大規模災害消防応援実施計画による出場
- (4) 消防組織法第 30 条の 2 に基づく、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱による出場
- (5) 消防組織法第 44 条に基づく、緊急消防援助隊要綱による出場

(指揮命令の原則)

第 33 条 消防活動は、原則として指揮本部長の命令により行うものとする。ただし、緊急事態等の発生により指揮命令を受けるとまがない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により行った場合には、事後速やかに指揮本部長に報告しなければならない。

(現場指揮)

第 34 条 災害等の現場における指揮は、現場指揮要綱による。

2 震災時の活動方針は、消防長及び消防署長が次の各号により決定し、震災消防活動の万全を期すものとし、活動方針に対する活動要務は警防に関する要綱に定める。

- (1) 延焼火災が多発したときは、人命救助を優先するとともに全消防力をあげて消火活動を行う。
- (2) 延焼火災が少ない場合は、救助、救急活動を主力に活動する。

(現場速報)

第 35 条 災害等の現場に到着した指揮者は、いばらき消防指令センターへ別に定める茨城消防救急無線・指令センター運営協議会消防通信等に関する規程第 16 条に基づき支援情報通信を行い、状況把握後速やかに次に掲げる事項について管理統制課長に報告するもののほか通信管理規程及び車両等運用規程による。

- (1) 災害等の種別及び状況
- (2) 要救助者の有無及び状況
- (3) 消防隊増強の要否
- (4) 発生地住所及び建物等の業態
- (5) 関係者の住所、氏名、年齢等
- (6) その他必要事項

2 管理統制課長は、上記の報告を受けた時は消防長に報告しなければならない。

(警戒区域の設定)

第 36 条 消防法第 23 条の 2 第 1 項の規定による火災警戒区域の設定は、消防署長又は消防署長の命令を受けた第 9 条及び第 34 条に規定する指揮本部長が行うものとし、同法第 28 条第 1 項の規定による消防警戒区域の設定は、指揮本部長において指示し、その統一を図るものとする。

2 火災警戒区域及び消防警戒区域（以下「警戒区域」という。）の設定は、現場到着した時点から消防活動の終了まで行うものとする。

3 指揮本部長は、消防活動に支障がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず消防活動の終了を待たないで警戒区域の設定を緩和し、又は解除することができる。

（防御線の設定）

第 37 条 指揮本部長は、火災の状況により必要と認めるときは、道路、公園、空地その他の地形、耐火建築物等をもって防御線とし、延焼の阻止に万全を期さなければならない。

（水利の統制）

第 38 条 指揮本部長は、火災防御活動上必要があるときは、消防水利の統制を行い、効率的な水利の運用に努めなければならない。

（鎮圧及び鎮火の決定）

第 39 条 指揮本部長は、火災の鎮圧及び鎮火を認定し、これを決定するものとする。

2 指揮本部長は、前項に規定する決定をしたときは、速やかに管理統制課長に報告するとともに出場各隊に周知するものとする。

（再出火防止）

第 40 条 指揮本部長は、警防に関する要綱第 3 条に基づき、再出火防止措置を行わなければならない。

（事故防止）

第 41 条 出場消防隊の指揮者は、消防活動中隊員及び消防機械器具に事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに直ちに指揮本部長に報告しなければならない。

（社会通念上の死亡者への措置）

第 42 条 指揮本部長は、火災現場において社会通念上の死亡者を発見したときは、直ちに管理統制課長に報告するとともに医師又は警察官が到着するまで現場保存に努めなければならない。

2 社会通念上の死亡と断定できない場合は、医療機関へ搬送しなければならない。

（放火等の措置）

第 43 条 指揮本部長は、放火又は放火の疑いがあると認めるときは、直ちに管理統制課長に報告するとともに、その現場を保存し、警察に協力するものとする。

（現場引揚げ）

第 44 条 出場消防隊の火災現場等からの引揚げは、指揮本部長の指示によるものとする。

（引揚げ後の処置）

第 45 条 出場消防隊の指揮者は、署所に引揚げ後直ちに筑西広域市町村圏事務組合消防本部機械器具管理取扱規程（平成 11 年訓令第 25 号）に定めるところにより、使用後点検を行うとともに異常の有無を確認し、出場体制を整えなければならない。

（出場後の編成等）

第 46 条 消防長及び消防署長は、消防隊の出場後残留する職員又は第 50 条により参集した職員を編成し、後発する災害等に備えなければならない。

第 7 章 消防活動効果の評定、検討及び研究会

（効果評定及び検討）

第 47 条 消防長は、災害等について消防活動の実態を把握し、警防技術の向上に資するため消防活動効果の評定をしなければならない。

2 消防長及び消防署長は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部災害活動等に関する検討会要綱（平成 11 年訓令第 20 号）により消防活動に関する検討会を開き将来の警防施策に資さなければならない。

（講評）

第 48 条 消防長は、消防署長に対して災害等の指揮について必要があると認めるときは、講評するものとする。

（研究会）

第 49 条 消防長又は消防署長は、特異な災害等の事例若しくは実験研究結果等を素材として研究会を開き、警防技術の向上、効果的な訓練方法の開発及び資器材の活用技術の向上を図るものとする。

第 8 章 非番招集

(非番職員の招集)

第 50 条 消防長又は消防署長は、災害等による出場で隊員を増強する必要を認めたときは、職員招集規程により職員を招集し、勤務に服させることができる。

第 9 章 報告

(警防計画の報告)

第 51 条 管理統制課長及び消防署長は、第 12 条及び第 13 条に規定する警防計画を作成したときは消防長に報告するものとする。

(災害等の報告)

第 52 条 災害等の発生地を管轄する消防署長、災害等に出場した部隊及び指揮隊は、消防活動の状況等を警防に関する要綱第 4 条に基づき報告するものとする。

第 10 章 雑則

(消防団との連絡協調)

第 53 条 消防署長は、当該管轄区域の消防団長、副団長その他の消防団員との連絡協調を図り、災害警備の万全を期さなければならない。

(関係機関との連絡)

第 54 条 消防長又は消防署長は、消防活動に関係のある警察、水道、電気、ガス、道路等の管理者その他の関係機関と連絡を密にし、消防体制の万全を期さなければならない。

(細則)

第 55 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 筑西広域市町村圏事務組合消防の警防に関する規程（平成 8 年消本訓令第 7 号）は廃止する。

附 則（平成 16 年 3 月 1 日消本訓令第 2 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 14 日消本訓令第 7 号）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 15 日消本訓令第 3 号）

この訓令は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 17 日消本訓令第 4 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 1 日消本訓令第 15 号）

- 1 この訓令は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。